

住宅宿泊事業(民泊)に関する 条例骨子(案)説明会

住宅宿泊事業(いわゆる民泊)の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光客の宿泊需要に対応し、その来訪と滞在の促進を目的とする住宅宿泊事業法が、平成30年6月15日に施行されます。

区は、住宅宿泊事業による地域活性化とともに、住宅宿泊事業の適正な運営による区民の安全安心な生活環境が確保される「**住宅宿泊事業が受け入れられ共存共栄できるまち**」の実現を目指し、住宅宿泊事業に関する基本的考え方と対応方針を策定しました。



基本的考え方と対応方針に基づき、住宅宿泊事業に関する条例骨子(案)を作成しました。

条例骨子(案)についての説明会を開催し、ご意見を募集します。

1月9日(火)

午後6時半～7時半

赤坂区民センター
5階研修室

(赤坂4-18-13)

1月10日(水)

午後6時半～7時半

麻布区民
協働スペース

(六本木5-16-46 麻布保育園3階)

1月12日(金)

午後6時半～7時半

港区役所
9階911会議室

(芝公園1-5-25)

1月17日(水)

午後6時半～7時半

みなとパーク芝浦
1階協働スペース

(芝浦1-16-1)

1月18日(木)

午後6時半～7時半

高輪地区総合支所
4階会議室

(高輪1-16-25)

参加方法

事前申し込みは不要です。
当日、直接会場へお越しください。

平成29年12月21日(木)から平成30年1月19日(金)の間、対応方針(条例骨子案)についてパブリックコメント(意見募集)を実施しています。詳しくは、港区公式ホームページ、広報みなと12月21日号等をご覧ください。

問い合わせ先

みなと保健所生活衛生課 03-6400-0042